

島田市議会基本条例の一部を改正する条例

島田市議会基本条例（平成21年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。